

令和4年度

# 定期監査公表書

(一般会計・特別会計・上水道事業会計)

南阿蘇村監査委員

吉里 啓文



橋本 功



## I 【定期監査の目的】

定期監査の目的は、地方公共団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、適法かつ効率的におこなわれているかどうかを、定期的に監査することにある。監査委員は、定期監査をするに当たっては、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が住民の福祉の増進に加え、最小の経費で最大の効果(地方自治法第2条第14項)が挙げられているか、組織及び運営の合理化(同条第15項)が図られているか、といった点に特に注意して監査することとされている。

「財務に関する事務の執行」とは、予算の執行、収入、支出、契約、現金及び有価証券の出納保管、財産管理等の事務の執行を包含するとされるが、執行以前の予算の編成事務、予算の議会における審議等は含まない。

「経営に関する事業」とは、病院事業や水道事業などの公営企業会計による事業のように収益性を有する事業をいい、授産施設、老人施設の経営等の収益性の観点のないものは含まれない。

「管理」とは、広く当該事業の運営全般を指している。経営に係る事業であれば単にその財務に関する事項ばかりでなく、当該事業が合理的かつ能率的に経営されているかどうかといった観点から監査を行うことができる。

## II 【定期監査実施の根拠】

### ○地方自治法第199条第1項

監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

### ○地方自治法第199条第2項

監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で、政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

### ○地方自治法第199条第4項

監査委員は、毎会計年度少なくとも一回以上期日を決めて第1項の規定による監査をしなければならない。

### ○地方自治法第199条第9項

監査委員は、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、地方労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出し、かつ、これを公表しなければならない。

### Ⅲ【監査結果公表】

#### 令和4年度 南阿蘇村定期監査結果公表書

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、令和4年度定期監査を実施したので、同条第9項の規定により公表します。

令和4年11月18日

南阿蘇村監査委員 吉里 啓文



南阿蘇村監査委員 橋本 功



## Ⅳ 【監査の方法及び監査結果】

### 1 監査の期間

令和4年11月8日から令和4年11月10日まで（3日間）

| 審査日    | 曜日 | 課名                                    |
|--------|----|---------------------------------------|
| 11月8日  | 火  | 議会事務局・政策企画課・定住促進課<br>・産業観光課・水・環境課・総務課 |
| 11月9日  | 水  | 子育て支援課・保育所・農政課・税務課<br>・住民福祉課・建設課      |
| 11月10日 | 木  | 教育委員会事務局・健康推進課・会計課                    |
| 11月11日 | 金  | 予備日                                   |

### 2 監査の対象

村長事務部局、教育委員会事務局、農業委員会事務局及び議会事務局のすべて

- ① 令和4年度一般会計及び各特別会計に関する予算及び事務事業の執行状況
- ② 令和4年度上水道事業会計に関する予算及び事務事業の執行状況
- ③ 財産及び備品等の管理状況
- ④ 事務処理全般の帳簿・証憑等の整理状況
- ⑤ 基金運用状況
- ⑥ 人事管理及び組織管理

### 3 提出書類

- ① 各課事務分掌
- ② 予算執行状況に関する帳簿
- ③ 収入に関する調定簿
- ④ 滞納整理に関する調定簿
- ⑤ 財産・物品の管理状況に関する簿冊
- ⑥ 出勤簿・年休簿・出張命令簿・復命書に関する書類
- ⑦ その他

### 4 監査の方法

今回の監査は、実地監査の対象課・局・所から令和4年度の間中期における資料の提出を求め、主として予算の執行状況、現年度事業内容、進捗状況に主眼を置いて審査し、必要に応じて関係職員の説明を受け、疑問点について質問、回答を求める方法で実施した。また、地方公営企業法の財務規定が適用されている上

水道事業については、地方公営企業法第 40 条の 2 に規定を検証する方法で監査を行なった。

## 5 監査の結果

### ○議会事務局

おおむね適正に執行されているものと認められた。

令和 4 年は、3 月、6 月、9 月の 3 回の定例会と、3 回の臨時会が開催された。

9 月定例会では代表監査委員の決算報告に引き続き、一般会計、特別会計及び企業会計の決算の認定について各常任委員会に付託され、所管課長、担当者に詳細な説明を求め慎重審議の結果、令和 3 年度の決算については全て認定された。

昨年度よりペーパーレス化と新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のためタブレットを導入し、議員のスケジュール管理や、議会等招集通知や議案書などのデジタル化を進め、タブレットの活用により、スムーズな議会運営に取り組んでいる。また、防災無線で議会開催の周知等を行い、村のホームページにて議会の審議結果や、議長の交際費支出について掲載している。

監査委員活動においては、毎月の例月出納検査において、一般会計、特別会計及び上下水道等の企業会計の通帳及び現金残の確認を行っている。また、本年度は行政監査を行い適切な事務の執行を行うよう勧告を行った。

### ○政策企画課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

ふるさと納税について今年度 9 月末時点で、昨年度比 38.2% 増の約 2 億 7 899 万円であった。また、本年度より企業版ふるさと納税がはじまり、10 月末時点で 930 万円であった。

震災遺構については、東海大学阿蘇キャンパスの 1 号館及び地表地震断層の保存工事も終了し、また、体験・展示施設についても令和 5 年秋のオープンが予定されており、昨年 10 月に設置されたロビン像とともに新たな観光施設となることを期待したい。

さらに新型コロナウイルスに対する、地域経済の活性化等への対応を地方公共団体が地域の実情に応じてきめ細やかに必要な事業を実施できるよう、国が交付金を交付する。9 月末現在で 26 事業、交付金約 2 億 1 080 万円である。

### ○定住促進課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

人口の減少が続く本村では、他からの移住や定住を進めることは、非常に重要な施策である。

南阿蘇村内への移住希望者の定住促進を目標とした「空き家、空き地バンク」の相談ワンストップ窓口として「南 go！ステーション」が開設された。移住希望者ひとりひとりに寄り添った対応をすることで、移住定住希望者の不安解消につながっている。空き家の改修費補助、家財道具処分補助、空き家・空き地バンク制度などにより定住の促進に努められたい。

村営住宅については、老朽化が進んでいるものについては、年次計画を立てて適切に対応願いたい。

地域伝統次世代継承事業により、昔から受け継がれてきた伝統行事を子や孫などに継承することは非常に重要である。

#### ○産業観光課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

観光は南阿蘇村の大きな柱である。観光団体、商工団体、イベント等への各種支援が実施されており、地域おこし協力隊による各種プロジェクト事業や地場産品の開発・販売・PR等の活動により農村地域の活性化、観光地づくりが図られている。新型コロナ禍の中でイベント自粛傾向にあるが、南阿蘇展望所ヨ・ミュールは好評であり今後も動向を注視しながら、施設の充実に取り組んでいただきたい。

また、重点施策として道の駅「あそ望の郷くぎの」隣接公園整備事業が令和6年度までの計画、南阿蘇鉄道においては、開通の令和5年夏に向かつて、高森町と連携し地域振興や沿線地域の賑わいの創出に取り組んでいただきたい。さらにJRへの直通乗り入れを行うため、軌道線接続工事が進められている。立野駅周辺整備事業が令和5年1月の完成で予定されている。

#### ○水・環境課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

環境衛生のため、生ごみリサイクル事業、ごみ収集場設置補助事業、バイオマス燃料燃焼機器設置補助などを行っている。また、地球温暖化対策、水質保全などに取り組んでいる。

簡易水道事業では、久木野地区においての水道一元化に向けた取り組や、安定した水道供給を図るため国道325号での配水管新設工事が進められているが、

令和4年度中には長陽地区の水道管に繋ぎこむ予定である。また、両併地区の水道の安定供給を図るため、現在新たに配水池増設工事を行った。

農業集落排水事業、生活排水事業及び簡易水道事業については、経営の健全化及び財務状況の明確化を図るため、令和6年度以降は地方公営企業法を適用し、公営企業会計へ移行する業務を行っている。

#### ○総務課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

令和4年度の一般会計予算は9月補正後132億2百万円となり昨年度の同じ時期より8300万円の減額となっている。

歳出は、熊本地震関連では、前年より南阿蘇鉄道貸付事業、地域公民館政権事業、犀角山見学スペース保存など復興支援が（21%減）、小規模住宅事業や被災宅地支援事業など住まい対策事業が（76.4%）の減、農林水産災害復旧費（25.3%）の増、公共土木災害復旧費（31.9%）の増、消防詰所、南阿蘇鉄道などその他公共施設等災害復旧費（33.6%）の減となっている。

熊本地震以外では、南阿蘇鉄道 JR 直通乗入事業、立野駅周辺整備事業、中山間地域直接支払交付金及びあそ望の郷機能拡張事業となっている。

職員の定員管理については、目標職員数を大幅に上回っている。震災の関係で外部からの応援職員がいる状況では難しいと思われるが、財政悪化の要因の一つになっており改善が求められている。今年度も数名の新規採用が予定されており、退職者の再任用制度など中長期的に計画的に定員管理を行っていくべきである。また、人事評価の給与等への反映が検討されているが、一部の職員が不当な不利益を受けないように十分な検討が必要である。

#### ○子育て支援課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

子どもの健やかな成長は、どの保護者もその思いは同じである。乳幼児医療や児童手当、子育て世帯生活支援特別事業、すこやか赤ちゃん出産祝金、すこやか成長祝金など、子供の成長に合わせていろいろな事業が行われている。

母子保健、こうのとり支援事業、子育てヘルパー派遣事業及び産後ケア事業など保護者へのケアも行われている。

医療費の助成や、手当の給付、祝い金の支給更には不妊治療・不育治療の助成などの事業があり、少子高齢化の現代には非常に大切な事業を行っていると思える。今後とも当該者に寄り添った事業を進めてもらいたい。

## ○保育所

おおむね適正に執行されているものと認められた。

はくすい・くぎの・ちょうよう各保育園は適正に運営がなされている状況にある。

今年度他の自治体で保育園通園バスの中に、園児が置き去りになり死亡した事件が発生した。このようなことが起きないように、二重三重の確認をお願いする。

現在の職員数は77名（保育士24名、会計年度（保育士・保育補助士）44名、調理員2名、会計年度調理人6名、事務員1名）にて保育に取り組んでいる。

今後とも子どもの健やかな成長を願っての安全な保育、指導を期待したい。

10月現在で、長陽保育園（92名）、白水保育園（99名）及び久木野保育園（73名）の子どもを預かっている。

## ○農政課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

農業委員会、農政係、畜産係、有機農業推進係、林務係、農地整備係それぞれの係にて災害復旧事業や補助金支援等の各種事業が実施されている。農業が主産業である本村では、農業の活性化が重要な要件である。熊本地震により被災した農地及び農業用施設の災害復旧は概ね完了している。また、中山間地事業の推進、鳥獣害被害防止、農業の新規参入者や後継者の育成、特産物開発、各種生産団体の育成、農用地の整備、耕作放棄地の解消さらには肉用牛の振興など多くの重要な施策が進められている。新たに農業みらい公社を立ち上げ、農地仲介事業、担い手の育成さらには作業受委託を行っている。多部門にわたる補助、支援等で農家経営の安定を目指し、各事業が計画から実行へと実施され安定した農業経営につながることを期待したい。

## ○税務課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

各種税の調定と徴収及び還付事務等については、調定簿等適正に整理されている。コロナ過の影響も若干緩和されたのか、収入額・収納率ともに増加している。過年度滞納については、訪問ができない中、書面や電話による督促や分納誓約を行い、功を奏したようである。

入湯税については、ワクチンの接種も進み規制も緩和されたことにより、令和3年度と比較すると大幅な増となっている。

今後、コロナ過により不安定な雇用情勢や景気の悪化など、厳しい生活環境の



状況にあるが、村民から不平が出ないよう業務を進めてもらいたい。

#### ○住民福祉課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

戸籍、住民票等の登録、発行業務も庁舎窓口はもちろん、外部委託されている白水郵便局、大津郵便局共に問題なく執行されている。また、マイナンバーカードの交付件数は昨年9月からマイポイントの付与が開始されたことにより申請、相談が増え本年9月末現在（累積）3,829枚、交付率37.23%である。

福祉係においては、令和3年度から新たに始まった、南阿蘇村第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画及び南阿蘇村第3期地域福祉計画をベースに、地域福祉全般の業務にあたっている。

身体的、精神的障害をもつ方々に対しての各種支援、給付事業等実施されている、各々が持っている個性を尊重しながら、障害者にやさしい村づくりに努力してもらいたい。

また、新型コロナウイルス感染症対策にも、十二分に業務を行ってもらいたい。

#### ○建設課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

予算化されている事業の執行状況は、今年度計画された道路改良事業11本（内繰り越し1本）で実施予定である。繰越事業1本は完了している。現年度改良事業については、10本中8本は測量設計を及び工事発注済み、残りについても年内発注し、年度内完成予定である。

公共土木施設災害復旧工事については、本年梅雨期における災害は、道路災害1か所、河川災害2か所の計3か所であり、国の査定を受け年度内発注を考えている。

震災関連災害復旧関連事業については、村道立野・瀬田裏線については、残工事2本、事業費約2億8千万円で発注を終え工事中である。

小規模住宅地区等改良事業については、道路改良事業が事故繰越分4路線、明許繰越分5路線で工事を実施予定で、事故繰越分3路線、明許繰越分1路線が完了している。橋梁工事については、事故繰越分3橋梁、明許繰越分2橋梁で、事故繰越分2橋梁、明許繰越分1橋梁が完了している。

また、緑地整備工事は、明許繰越分2か所を実施しており年度内竣工を見込んでいる。

## ○教育委員会事務局

おおむね適正に執行されているものと認められた。

学校教育部門では、教育支援センターの活用や村費雇用支援員の配置等により支援の必要な児童・生徒への支援や特別支援学級が設置されている。高校受験を控えた南阿蘇中学校の3年生を対象に、村放課後英数教室（村営塾）開設し、村内生徒の学力の向上に努めている。また、校内遊具や施設等の改修及び工事等を行い、学校内の安全管理を行っている。

社会教育係に於いては、村民の健康に関する行事や人権に関する研修等の多くの行事が、新型コロナウイルスの影響により規模の縮小や中止または延期となったが、そのような中天草青年の家でジュニアリーダー宿泊研修や新上五島町交流キャンプは実施された。また白水B&G海洋センターでの「カヌー教室」は開催されている。また、昨年より村複合施設 LOOP みなみあそ内に図書室を開設し蔵書数は、約20,069冊で、電子図書の蔵書数は11,836冊である。

各小学校では、毎週火・木曜日に放課後きらめきクラブが開設され、内容としては、バスケットボール、バドミントン、絵画及び囲碁などが開催されている。

## ○健康推進課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

新型コロナウイルスのワクチン接種は、10月4日現在で4回接種率、65歳以上男性で81.1%、65歳以上女性で81.8%、64歳以下男性で17.5%、64歳以下女性で22.7%となっており、村民全体で53.9%である。

対策の一つであるワクチン接種率は、回数を重ねるごとに、更に年齢が下がるごとに低下している。

また国においては、接種間隔を5ヶ月から3ヶ月に短縮することが決定された。

また、各種保健事業や予防接種事業も計画どおり進められている。

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療等の保険給付費は年々増加傾向にあるそれにより保険料や窓口での負担も増加傾向にある。団塊の世代が75歳の年齢に達し始めてきたのが要因と考えられる。

介護保険については、保険給付費は昨年に比べ減少しているが、今後とも介護重症化予防業務に、国民健康保険については、ヘルスアップ事業として、生活習慣病重症化予防に取り組んでもらいた。

本村は高血圧者が多く、令和2年度から「みなみあそ減塩応援プロジェクト」を立ち上げ、重症高血圧者への訪問を強化している。減塩の推進やスマートミール弁当の開発販売などにより、村民の「塩分接種率」や「高血圧割合」が減少した。ま

た、食改会員の協力により減塩プロジェクトの取り組みが行なわれている。

#### ○会計課

おおむね適正に執行されているものと認められた。

基金の積立金管理運用状況等について（一般会計、特別会計）それぞれに種類別、金融機関別に区分され、詳細に理解されるよう仕分けされている。会計処理上も適正に管理されている状況にある。

熊本地震災害の義援金、支援金の受け入れ、支払い等の管理も適正に行われていると認められる。

## む す び

今回の定期監査においては、令和4年度村長より提案され議決された予算の執行状況及び、各種の関係書類の整備状況等について担当課等よりの説明を受けた。

熊本地震から6年半が過ぎ、復旧、復興事業も進んでいるが、一日も早い完全復旧、復興、生活再建が待たれている。また、新型コロナウイルス感染症の拡大により本村も多大な影響を受けた。この様な中での今回の監査であったが、年度の途中でもあり、今回は主に議決された予算の執行の動きに主眼を置き、事業の進捗状況を審査した。

予算の執行状況については適切に処理されているが、定期監査の時点では流動的部分が多いので数値的表現は省略する。全体的には、各課、各部局とも与えられた部門での職務が忠実に進められて順調に推移していることは総合的に評価できた。予算の歳入、歳出の執行については担当者から課長までしっかり検収し、歳入の早期把握、歳出の節減に努め、慎重な執行をお願いした。

歳入については、自主財源の村税が復調傾向ではあったが、新型コロナウイルス感染症の影響と、それに伴う減免、徴収猶予の特例等により増収は期待出来ない。交付税の減額も想定されており厳しい財政状況が続くと考えられる。また、厳しい財政状況下に於いて予算編成された本年度予算だが、各部門での繰越事業を含む災害復旧、復興事業が順調に進み歳出は減少しているが、各部門においては国、県よりの補助金、地方債の早期受け入れに努力すべきと考える。

定員管理については、類似団体職員数が122名に対して、現在27名超過している。今後再任用職員や定年の延長に伴う職員の増加も考えられるので、しっかりとした職員管理を行っていただきたい。

村の財政は厳しい局面に対峙していると考えられる。国、県も難しい問題が存在し、先行き不透明な部分が多い状況である。諸般の動きに配慮しながら臨機応変に対処することが出来る体制づくりを構築して、今後とも透明度の高い行政運営がなされ、活力ある住みやすい村づくりに繋がるよう邁進されることを期待しながら結びとする。